

畜産業に係る窒素・りんの新暫定排水基準が変更になりました！

畜産業(豚房面積50㎡以上)における全窒素の許容濃度が従来の『170mg/l』から、『130mg/l』に全りんの新許容濃度『25mg/l』から、『22mg/l』に変更になりました(表1)。この暫定基準の適用期間は、平成30年10月1日から平成35年9月30日までの5年間です

- 畜産農業の窒素含有量及びりん含有量については暫定排水基準を見直し、適用期間を平成35年9月30日まで延長になります。改正後の暫定排水基準は、表1のとおりです。

【表1】改正後の窒素とりの暫定排水基準

業種その他の区分	現行		見直し後			
	(平成25年から30年)		基準値		期間	
	許容限度	日間平均	許容限度	日間平均		
窒素 畜産農業(豚房の面積が50㎡以上を有するものに限る)	170	140	130	110	平成30年10月1日～平成35年9月30日	
りん 畜産農業(豚房の面積が50㎡以上を有するものに限る)	25	20	22	18	平成30年10月1日～平成35年9月30日	

- 特定事業場が同時に複数の業種に属する場合には最大の許容限度のものを適用します。

共同処理場については、その処理する水を排水する特定事業場の属する業種に属するものとみなします。

- 暫定排水基準の見直しの検討に当たり、畜産農業の一部において排水基準の超過事例及び水質汚濁防止法に基づく測定義務を履行しない事例が見られたため、水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守をお願いします。必要な水質検査項目は、表2のとおりです。別紙の山梨県内検査機関一覧を参考に、検査を受けてください。

◆水質検査の詳細についてのご質問は、所管の林務環境事務所(富士・東部林務環境事務所 0554-45-7811・
 峡東林務環境事務所 0553-20-2739)までご連絡ください。

【表2】検査項目

1日当たりの平均的な排出水の量	検査項目(表3の項目)
7.5m ³ 未満	①と⑥
7.5m ³ 以上50m ³ 未満	①と⑥と④, ②または③
50m ³ 以上	①と⑥と④と⑤, ②または③

注：①(pH)と⑥(硝酸性窒素等)は、
日排出水量に関わらず測定し、
その結果を記録・保存することが必要です。

【表3】畜産に係る排水基準

	適用水域	1日当たりの平均的な排出水の量	① pH	② 生物化学的 酸素要求量 (BOD) [mg/L]	③ 化学的 酸素要求量 (COD) [mg/L]	④ 浮遊 物質 (SS) [mg/L]	⑤ 大腸菌 群数 [個/cm ³]	⑥ アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物 及び硝酸化合物 [mg/L]			
新設	富士五湖水域	7.5m ³ /日以上50m ³ /日未満	5.8 ~ 8.6	30(20)	30(20)	50(30)	—	600※			
		50m ³ /日以上					3,000				
	市街化区域内の水域	7.5m ³ /日以上50m ³ /日未満					80(60)		80(60)	150(120)	—
		50m ³ /日以上					3,000				
	上記以外の公共用水域	7.5m ³ /日以上50m ³ /日未満					140(110)		140(110)	180(140)	—
		50m ³ /日以上					80(60)		80(60)	150(120)	3,000
既設	全公共用水域	7.5m ³ /日以上50m ³ /日未満	160(120)	160(120)	200(150)	—					
		50m ³ /日以上	3,000								

備考：1.「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和50年8月1日において現に設置されている特定事業場をいいます。

2.()内の数値は、日間平均を表します。

3.生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼に排出される排水について適用します。

※平成28年7月1日～平成31年6月30日までの暫定排水基準

家畜の病気に関するお問い合わせは、山梨県東部家畜保健衛生所まで...TEL 055-262-3166 (平日) FAX 055-262-3108
土日・休日の連絡は...090-5535-8005または090-5544-7868 夜間の連絡は...090-5535-8005

【別紙】県内検査機関

事業者名(名称)	所在地	電話番号
(株)環境計量センター 山梨検査所	南アルプス市宮沢129-1	055-284-8131
環境未来(株)	中央市流通団地1-6-1	055-274-0788
(株)山梨県環境科学検査センター	甲斐市竜王新町2277-12	055-278-1600
(有)韮崎環境メンテナンスサービス	韮崎市龍岡町若尾新田848	0551-22-1805
(株)メイキョー	甲府市徳行2-2-38	055-228-2858
(有)山梨環境分析センター	都留市大幡1110	0554-45-6696
環境公害分析センター(有)	甲府市青葉町4-9	055-233-3163
中央環境理研(株)	南アルプス市小笠原6	055-283-6155
(株)環境管理コンサルタント	甲府市堀之内町45-1	055-220-2700
(一社)山梨県食品衛生協会	甲府市国母6-5-1	055-228-1830
(公財)山梨県下水道公社	笛吹市石和町東油川字北畑417	055-263-2738
(株)アセラ	甲府市西高橋町156	055-232-2030
(株)小泉大泉環境研究センター	北杜市大泉町西井出字石堂8240-2037	0551-20-5720
(株)AKI研究所	笛吹市石和町唐柏695-1	055-267-9611
エヌエス環境(株)	南巨摩郡南部町7459-2	0556-64-8316
山梨県農業共済組合連合会	甲府市宝1-21-20	055-228-4711